

- 注 1. 入院中の患者以外の患者に対して、午後 5 時以降に開始した場合若しくは午後 9 時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、300 点を所定点数に加算する。
2. 著しく持続緩徐式血液濾過が困難な障害者等に対して行った場合は、1 日につき 120 点を加算する。
3. 持続緩徐式血液濾過を夜間に開始し、午前 0 時以降に終了した場合は、1 日として算定する。
4. 区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて 1 月に 14 回に限り算定する。ただし、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓の注 8 に規定する別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。

（平成 28 年 3 月 4 日 厚生労働省告示第 52 号）

#### （持続緩徐式血液濾過）

- （1）使用した特定保険医療材料については、持続緩徐式血液濾過器として算定する。
- （2）持続緩徐式血液濾過は、腎不全のほか、重症急性胰炎、重症敗血症、劇症肝炎又は術後肝不全（劇症肝炎又は術後肝不全と同程度の重症度を呈する急性肝不全を含む。）の患者に対しても算定できる。ただし、重症急性胰炎及び重症敗血症の患者に対しては一連につきおおむね 8 回を限度とし、劇症肝炎又は術後肝不全（劇症肝炎又は術後肝不全と同程度の重症度を呈する急性肝不全を含む。）の患者に対しては一連につき月 10 回を限度として 3 月間に限って算定する。
- （3）人工腎臓、腹膜灌流又は持続緩徐式血液濾過を同日に実施した場合は、主たるもののみにより算定する。
- （4）「注 1」の加算を算定する場合は、区分番号「A 0 0 0」初診料の注 9 及び区分番号「A 0 0 1」再診料の注 7 に掲げる夜間・早朝等加算は算定しない。
- （5）持続緩徐式血液濾過を夜間に開始した場合は、午後 6 時以降に開始した場合をいい、終了した時間が午前 0 時以降であっても、1 日として算定する。ただし、夜間に持続緩徐式血液濾過を開始し、12 時間以上継続して行った場合は、2 日として算定する。
- （6）妊娠中の患者以外の患者に対し、持続緩徐式血液濾過と人工腎臓を併せて 1 月に 15 回以上実施した場合（持続緩徐式血液濾過のみを 15 回以上実施した場合を含む。）は、15 回目以降の持続緩徐式血液濾過又は人工腎臓は算定できない。ただし、薬剤料又は特定保険医療材料料は別に算定できる。

（平 28. 3. 4 保医発 0304 第 3 号）